

## 佐賀大学志願者の入学検定料免除について

令和2年9月  
佐賀大学

佐賀大学では、被災者の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、入学検定料免除を下記のとおり講じます。

### 記

#### 1. 免除の対象となる者

佐賀大学の学部又は大学院に入学を志願する者のうち、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されている地域で被災し、次のいずれかに該当する者

- (1) 災害により、主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流出の被害を受けた者
- (2) 災害により、主たる家計支持者が死亡した者

#### 2. 対象となる入学試験及び措置内容

災害が発生した後に実施する学部入試（編入学を含む）及び大学院入試に係る入学検定料を全額免除（入試成績の開示請求に係る成績通知手数料は除く。）する。

#### 3. 免除の対象となる期間

上記2の入学試験は当該災害が発生した年度及び翌年度までの2年間に実施予定のものとする。

#### 4. 申請方法

申請予定者は、電話による事前審査を行いますので、出願を行う前に本学学務部入試課にご連絡の上、次の申請書類を入学者選抜試験の出願書類とともに提出してください。

- (1) 検定料免除申請書（別紙様式）
- (2) 災証明書又は被害証明書（上記1.（1）に該当する者）
- (3) 死亡を証明する書類（上記1.（2）に該当する者）

出願後に免除の対象となった者には、出願年度に限り入学検定料の返還を行いますので、本学学務部入試課までご連絡ください。

#### 5. 本件に関する問合せ先

佐賀大学学務部入試課 電話 0952-28-8178